

# 積立年金ゆとり (拠出型企業年金保険【生命保険】)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

積立年金ゆとりは、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。



給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。

- (1)年間保険料4,415万円を常に維持していること。
- (2)加入者全員の掛金が毎月末日に入金されたものであること。
- (3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2024年1月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。

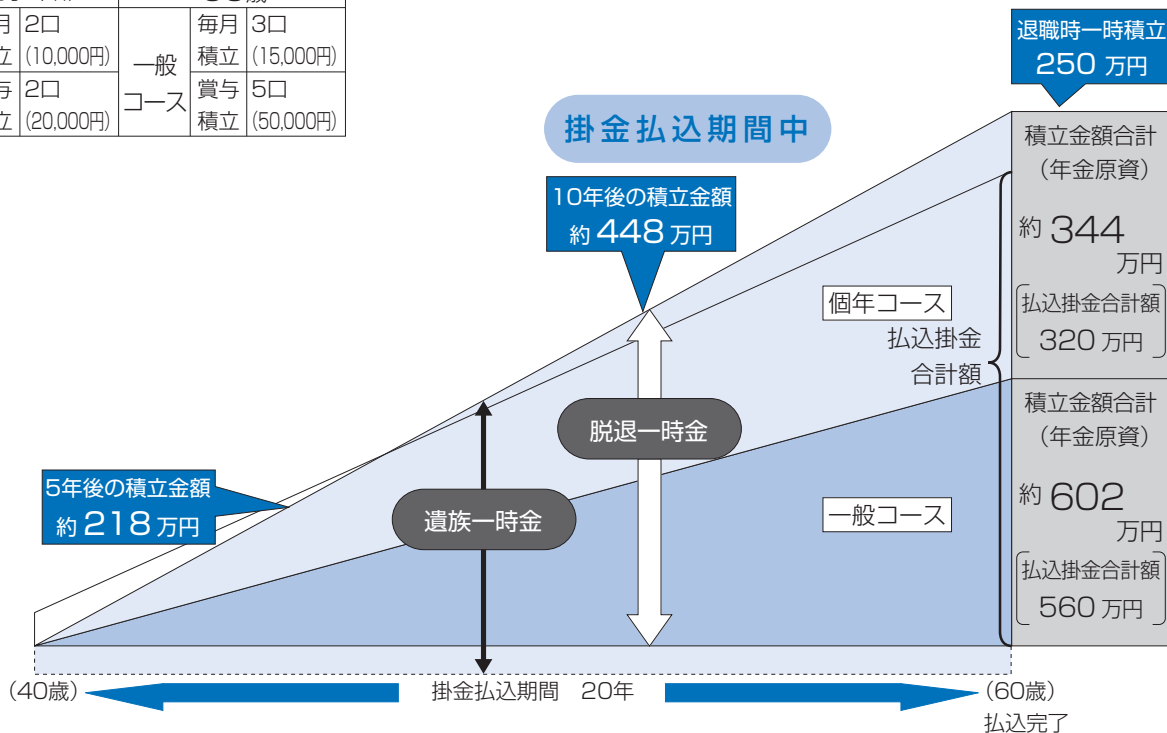
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込掛金の合計を下回ります。

### =ご加入例=

加入年齢		40歳	
払込完了年齢		60歳	
個年 コース	毎月 積立 (10,000円)	一般 コース	毎月 積立 (15,000円)
	賞与 積立 (20,000円)		賞与 積立 (50,000円)



**【制度のお取扱い】**

<b>加入資格</b>	<p>〈一般コース〉 加入日(毎年8月1日)に満18歳以上58歳未満の会員で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢(60歳)まで2年以上ある方となります。ただし、再雇用された場合は、最長65歳まで継続可能です。</p> <p>〈個年コース〉 加入日(毎年8月1日)に満18歳以上50歳未満の会員で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢(60歳)まで10年以上ある方となります。ただし、再雇用された場合は、最長65歳まで継続可能です。</p>
<b>加入日 (責任開始日)</b>	2024年8月1日から加入となります。
<b>掛金 (各コース共通)</b>	<p>掛金は加入者負担です。払込方法は次の通りです。</p> <p>①毎月積立(月払)……………1口 5,000円で1口以上 50口(25万円)まで(毎月の給与から控除:初回8月)</p> <p>②賞与積立(半年払)……………1口 10,000円で1口以上 100口(100万円)まで(12月と6月の賞与から控除:初回12月)</p> <p>③一時積立(一時払)……………1口 10,000円で1口以上 1,000口(1,000万円)まで</p> <p>④退職時一時積立(一時払)……1口 10,000円で1口以上 1,000口(1,000万円)まで</p> <p>※上記掛金(①②③④各々)は、1口あたり1%の制度運営費を含んでいます。</p> <p>※賞与積立、一時積立、退職時一時積立は毎月積立への加入が条件となります。</p>
<b>申込方法</b>	<p>申込は「Web申込システム」でのお手続きとなります。</p> <p>お手持ちのスマートフォンやPCからログインいただき、必要事項入力の上、お手続きください。</p> <p>継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、お手続きがない場合も自動更新となります。</p> <p>(ご留意事項)本更新手続きでの一時積立をご希望されます場合は、別途手続きが必要となりますため、社員会までご連絡ください。</p>
<b>加入口数の 変更等</b>	P.積-4の「掛金払込期間中の変更手続」をご覧ください。
<b>在職中の給付</b>	<p>在職中に脱退、または死亡したときは、次の給付があります。</p> <p>・脱退したとき：脱退一時金(加入者本人に支払われます。)</p> <p>・死亡したとき：遺族一時金(加入者の遺族に支払われます。)</p> <p>遺族一時金=脱退一時金+月払保険料の1ヵ月分相当額</p> <p>※遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。</p>
<b>掛金払込 完了後の選択</b>	<p>【一般コース】年金・一時金を選択することができます。</p> <p>【個年コース】年金・一時金を選択することができます。</p>
<b>配当金</b>	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。
<b>積立金残高の 通知</b>	積立金残高は、毎年一回決算終了後、9月頃明細書が加入者に通知されます。(決算日は8月1日です。)

**掛金払込完了後**

下記①②から選択

<b>① 年 金</b>	<p>●積立金(年金原資)とその運用によって生じた配当金を年金として受取るものです。</p>
積立年金原資 946万円 +退職時一時積立 250万円 <hr/> 合計年金原資 1,196万円の場合	<p>〈10年確定年金(定額型)の例〉</p>
<p>●右記の例の他に5年(一般コースのみ)、15年、20年確定年金、10年保証期間付終身年金があります。</p> <p>●P.積-5の年金給付額試算表を参照してください。</p>	

**給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。**

記載の給付額は、予定利率(2024年1月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

**②年金の受取りに代えて、一時金として受取ることも可能です。**

## 年金受給開始後の給付

・年金受取人(掛金負担者)は被保険者本人です。

・一般コースの年金受給権取得

掛金払込完了年齢(60歳、再雇用者は65歳)に達した時、または満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。年金は5年の確定年金(定額型)、10年、15年、20年の確定年金(定額型・支払額二段階型)、10年保証期間付終身年金(定額型・支払額二段階型)のいずれも選択可能です。ただし、初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択ができません。支払額二段階型年金を選択した場合は、初年度年金月額が2万円未満の場合には、年金選択ができません。

・個年コースの年金受給権取得

掛金払込完了年齢(60歳、再雇用者は65歳)に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。年金は10年、15年、20年の確定年金(定額型・支払額二段階型)と10年保証期間付終身年金(定額型・支払額二段階型)のいずれも選択可能です。ただし、60歳未満で脱退されたときは終身年金のみ選択となります。

①一般コース・個年コース(共通)

- ・年金は年4回(3月、6月、9月、12月)3カ月分ずつに分けてお支払いします。
- ・確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時(年金受給権取得時)一時積立の積増限度額となります。
- ・加入者はお申し出により、年金開始を最長10年間繰り延べ(据え置き)することができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積立しておきます。ただし、繰延期間中、掛金の払込はお取り扱いしません。なお、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。繰延期間中は減口のお取り扱いができません。

②確定年金

(個年コースは10・15・20年間、一般コースは5・10・15・20年間)基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。

③保証期間付終身年金

保証期間中(10年間)はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

※保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

●減口の取扱い(個年コースは取扱い不可)

払込を継続しながら積立金を払い出すことが随時可能です。詳細はP.積-4の「掛金払込期間中の変更手続」をご覧ください。

ただし、下記の点にご留意ください。

- ・積立金の全額を払い出すこともできますが、加入年数によって払込掛金の合計を下回ることがあります。
- ・減口は1万円単位で申し込んでください。1万円に対する配当金も含めてお支払いします。「給付金請求書」を引受会社が受け付けた後10営業日程度必要となります。(給付金請求書に不備等がない場合)

●更新時の脱退の取扱い

申込書の「申込口数」欄の「毎月積立」「賞与積立」「一時積立」にすべて「0」と記入ください。そのうえで、7月中に「給付金請求書」を社員会宛て提出ください(「給付金請求書」は7月初旬お手元にお配りします)。この場合、8月に脱退一時金が支払われます。

(注)脱退再加入(更新時に一旦それまでの積立金を全て払い出して、更新日から再び積立をを開始すること)は、脱退と新規加入の同時処理が不可能なためできません。

●更新時の中断の取扱い(個年コースは取扱い不可)

・PR時の加入申込書では中断はできませんので、中断する場合は「中断申込書」(社員会備え付け)を提出してください。(P.積-4の「掛金払込期間中の変更手続」もご参照ください。)

- ※加入申込書に「0」口と記入すると脱退となりますのでご注意ください。
- ・現在中断中の方で、更新後も「中断」を継続する方は加入申込書の申込欄に「中断中」と明記のうえ提出してください。

(注)中断後の再開は次年度の更新時に限り可能です。

●一時積立(一時払)の取扱い

・一時積立(一時払)は年2回、8月1日(更新時)と1月1日(1月給与控除)に申込みが可能です。1月1日での一時積立(一時払)を希望する場合は、手続きの都合上お早めに社員会までご連絡ください。

●その他

・50歳以上で脱退の場合は、最大10年間、年金の支払を繰延べることが可能です。(ただし、個年コースは保険料払込期間が10年以上必要です。)退職前に社員会宛てに「給付金請求書」と「印鑑証明書」を提出してください。

## 掛金払込期間中の給付額試算表

一般コース・個年コース

●毎月積立 1口=5,000円

●賞与積立(12月と6月)1口=10,000円

●一時積立 10口=100,000円の場合

加入期間	払込方法	毎月積立 (月払)		賞与積立 (半年払)		一時積立 (一時払)	
		払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)
	年	円	約 円	円	約 円	円	約 円
1		60,000	58,490	20,000	19,490	100,000	98,000
2		120,000	117,560	40,000	39,170	100,000	99,000
3		180,000	177,220	60,000	59,050	100,000	100,000
4		240,000	237,480	80,000	79,140	100,000	101,000
5		300,000	298,350	100,000	99,420	100,000	102,000
6		360,000	359,850	120,000	119,910	100,000	103,000
7		420,000	421,980	140,000	140,620	100,000	104,100
8		480,000	484,760	160,000	161,530	100,000	105,100
9		540,000	548,190	180,000	182,670	100,000	106,200
10		600,000	612,280	200,000	204,030	100,000	107,300
11		660,000	677,050	220,000	225,610	100,000	108,400
12		720,000	742,510	240,000	247,420	100,000	109,500
13		780,000	808,660	260,000	269,470	100,000	110,600
14		840,000	875,510	280,000	291,740	100,000	111,700
15		900,000	943,070	300,000	314,250	100,000	112,900
16		960,000	1,011,350	320,000	337,010	100,000	114,100
17		1,020,000	1,080,360	340,000	360,000	100,000	115,300
18		1,080,000	1,150,110	360,000	383,240	100,000	116,500
19		1,140,000	1,220,610	380,000	406,740	100,000	117,700
20		1,200,000	1,291,870	400,000	430,480	100,000	118,900

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。

(1)年間保険料4,415万円を常に維持していること。

(2)加入者全員の掛金が毎月末日に入金されたものであること。

(3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2024年1月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込掛金の合計を下回ります。

### 掛金払込期間中の変更手続

	変更手続 種類	加入口数の変更		減口	全口中止 (中断)	脱退
		増口	一部中止			
一般 コース	更新時 (年一回)	毎月積立	○	○	○	○
		賞与積立	○	○	○	○
		一時積立			○	
	随時 (期間の途中)	毎月積立	×	×	○	○
		賞与積立	×	×	○	○
		一時積立			○	○
個年 コース	更新時 (年一回)	毎月積立	○	○	×	○
		賞与積立	○	○	×	×
		一時積立			×	
	随時 (期間の途中)	毎月積立	×	×	×	×
		賞与積立	×	×	×	×
		一時積立			×	



<b>加入口数の変更 (増口・一部中止)</b>	年1回のPR期間中に限り加入及び増口・一部中止を受け付け8月1日付けで取扱います。加入者は別表の事由がある場合には、お申し出により加入口数の一部について掛金の払込を中止することができます。 ※一部中止については別表を事由とします。
<b>減口及び 全口中止の取扱い (一般コースのみ)</b>	※減口とは、払込を継続しながら積立金をお支払いするものです。 ※全口中止とは、払込みを中断するもので積立金の払い出しをせず他の積立金同様に継続して運用されます。毎月積立(月払)を全口中止する場合は賞与積立(半年払)も全口中止されます。ただし、全口中止ができるのは3年が限度です。 ※ <u>個年コースでは、減口・全口中止ともにお取り扱いできません。</u> 一般コースでは、加入者は別表の事由がある場合にはお申し出により積立金の払い出し(減口)や掛金の中止をすることができます。

※1払込を中断する場合… 毎月積立分は毎月20日、賞与積立分は上期 4月20日、下期 10月20日(いずれも当日が休日の場合は直前の就業日)までに「中断申込書」(社員会備えつけ)が社員会に到着したものに限り、翌月分給与からまたは賞与控除が中断されます。中断者は次年度以降の更新時から積立てを再開できます。(一般コースのみの取り扱いとなります。)中断は最長3年です。その後は再開できませんので脱退となります。

※2脱退する場合…………… 毎月20日(当日が休日の場合は直前の就業日)までに社員会宛脱退の意思表示をしたものに限り、翌月に脱退一時金が支払われます。社員会宛意思表示をした月で掛金の控除は終わります。なお、脱退一時金の請求をされずに3年経過すると時効となり、以降の積立金に配当は付きません。

※3時効…………… 給付金を請求する権利は、支払事由発生の翌日から3年経過により消滅します。支払事由発生とは、脱退・中断期間の経過等をいいます。

(○は該当事由)

【別表】	事 由	減 口	中 止	事 由	減 口	中 止
	①災害	○	○	⑤結婚(親族の結婚を含む)	○	○
	②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○	○	⑥債務の弁済	○	○
	③住宅の取得	○	○	⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合	×	○
	④教育(親族の教育を含む)	○	○			

## 年金受給中の給付額試算表

積立金(年金原資)1,000万円を年金で受け取った場合

	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	10年保証期間付終身年金 (男性60歳開始の場合)
給付期間	5年間	10年間	15年間	20年間	終身(ただし、10年間保証付)
基本年金年額	約2,041,270円	約1,052,320円	約723,090円	約558,800円	約502,240円
年金受取額累計	約10,206,350円	約10,523,200円	約10,846,350円	約11,176,000円	保証期間(10年)中の 年金受取額累計 約5,022,400円

(注1)5年確定年金は一般コースのみのお取扱いとなります。10年・15年・20年確定年金、10年保証期間付終身年金については、一般コース・個年コースともに選択が可能です。

(注2)10年保証期間付終身年金では、10年経過後は被保険者本人が生存されている場合に限り支給されます。

(注3)年金は年4回に分けて3月、6月、9月、12月に指定された銀行口座に支払われます。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。記載の給付額は、予定利率(2024年1月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

## 税法上の取扱い

### ●保険料（保険料は掛金より制度運営費を控除した額）

一般コースのご加入者が払い込んだ保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。

個年コースのご加入者が払い込んだ保険料は個人年金保険料控除の対象となります。

### ●年金

加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。

課税対象額 = (基本年金年額 + 増加年金年額) - 基本年金年額 ×  $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額 (見込額)}}$

\* 雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。

### ●脱退一時金（拠出型企業年金保険）

一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。

一時所得の課税対象額 = (脱退一時金額 - 払込保険料合計額 - 50万円) × 1/2 (他に一時所得がない場合)

\* 所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

### ●遺族一時金

相続税の対象となります。

ただし受取人が法定相続人の場合『法定相続人数 × 500万円』まで非課税となります。

\* 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

## 個人情報に関する取扱いについて<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

[引受会社] 明治安田生命保険相互会社(事務幹事) 日本生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社 住友生命保険相互会社  
[連絡先] 明治安田生命保険相互会社  
東京総合法務部 法人営業第三部 〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町300 TEL:03-5296-9615

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

ご加入の際には、「契約概要・注意喚起情報」を事前にご一読ください。

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考> 公的年金シミュレーター

(<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

## 積立年金ゆとり(拠出型企業年金保険)

### 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

### 契約概要【ご契約内容】

#### 1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。

#### 2. 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただけます。

#### 3. 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

#### 4. 年金や一時金が主に支払われる場合

##### ■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

##### ■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

##### ■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

#### 5. 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

#### 6. 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

### 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

#### 1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

#### 2. 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

#### 3. 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

- 遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻しません。
- 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

#### 4. 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

#### 5. 信用リスク・生命保険契約者保護機構

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せください。  
（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

#### 6. ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社  
東京総合法人部 法人営業第三部 03-5296-9615

(注) 一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

- この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

#### 7. 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いただいた保険料全額をそのまま積立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

#### 8. 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

#### 9. ご契約の継続と解約返戻金

- この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。
- 解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

#### 10. 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

- 年金・一時金のご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。